

番号	世帯の状況等	調整点数
1	父親も母親もない世帯	30
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給している世帯)	30
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給していない世帯)	28
4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(番号2、3を除く。)	23
5	生活保護受給世帯(基本分の類型1に該当する世帯)(番号2を除く。)	5
6	育児休業から復職する場合	1
7	保育所等を利用できていないが、現に週3日以上就労している場合(認定こども園に在籍中で1号認定から2号認定への変更を希望する場合を含む。)(番号13を除く。)	2
8	基本分の類型1(求職活動中を除く。)に該当し、きょうだい保育所等、幼稚園、認可外保育施設にすでに在籍している場合	3
9	きょうだいと共に利用申込みをする場合(申請児童以外のきょうだい1人につき1点加算)	1
10	保育所等に在籍中で他の保育所等への転園を希望する場合(番号11、12を除く。)	2
11	きょうだい別々の保育所等に在籍しており、同一の保育所等への転園を希望する場合(番号12を除く。)	6
12	<b>2歳児クラスまでの保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)</b>	<b>7</b>
13	市外の保育所等に在籍中の場合(転入予定)	2
14	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)がない場合	-1
15	育児休業取得時に保育所等を退所、又はその他やむを得ない事情により一時的に退所し、復職する場合又は保育が必要となり利用申込みをする場合	3
16	市外の保育所等に就労している正規雇用の保育士又は正規雇用に準ずる保育士が育児休業から復職する場合又は新規採用される場合	3